

議案第22号

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塔 田 淳 一

## 日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

日野町立日野学園の開校に伴い、廃校となる黒坂小学校と日野中学校両校の体育館について、町民の社会教育活動やスポーツ活動その他の活動の場として利活用を図る観点から、町の社会体育施設として位置付けし管理・運営を行う。よって「旧黒坂小学校体育館」を「黒坂社会体育館」、「旧日野中学校体育館」を「根雨社会体育館」とし、両施設を町の社会体育館とするための所要の整備を行う。

### 2 改正内容

条例第2条中に「黒坂社会体育館」「根雨社会体育館」を追加する。また、別表(第6条関係)中に「黒坂社会体育館」「根雨社会体育館」の使用料金に関する規定を追加する。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町立社会体育館の設置及び管理に関する条例(昭和59年6月30日条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																			
<p>(設置) 第2条 日野町に次の社会体育館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育館</td> <td>日野町上菅664番地2</td> </tr> <tr> <td>黒坂社会体育館</td> <td>日野町黒坂1560番地1</td> </tr> <tr> <td>根雨社会体育館</td> <td>日野町野田210番地</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	菅福社会体育館	日野町上菅664番地2	黒坂社会体育館	日野町黒坂1560番地1	根雨社会体育館	日野町野田210番地	<p>(設置) 第2条 日野町に次の社会体育館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育館</td> <td>日野町上菅664番地2</td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	菅福社会体育館	日野町上菅664番地2						
名称	位置																				
菅福社会体育館	日野町上菅664番地2																				
黒坂社会体育館	日野町黒坂1560番地1																				
根雨社会体育館	日野町野田210番地																				
名称	位置																				
菅福社会体育館	日野町上菅664番地2																				
<p>附 則 別表 (第6条関係) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">使用料(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>入場料等を徴収しないとき</th> <th>入場料等を徴収するとき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育館</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>黒坂社会体育館</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>根雨社会体育館</td> <td>400円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	使用料(1時間当たり)		入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	菅福社会体育館	200円	400円	黒坂社会体育館	200円	400円	根雨社会体育館	400円	800円	<p>附 則 別表 (第6条関係) (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅福社会体育室</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		室名	使用料(1時間当たり)	菅福社会体育室	200円
施設区分	使用料(1時間当たり)																				
	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき																			
菅福社会体育館	200円	400円																			
黒坂社会体育館	200円	400円																			
根雨社会体育館	400円	800円																			
室名	使用料(1時間当たり)																				
菅福社会体育室	200円																				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。